

令和2年第5回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和2年5月12日（火） 午前9時30分～午前10時40分
場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：11名）

1 番：井川 輝征	2 番：尾上 春樹	3 番：宮本 和市
4 番：藤井 雅史	5 番：谷口 孝一	6 番：塚本 壽
7 番：草野 義雄	8 番：田口 昭広	9 番：寺本 眞理子
10 番：阪口 修一	11 番：片山 幸弘	

○農地利用最適化推進委員

※コロナウイルス感染拡大防止のため、農業委員のみ出席。

○農業委員会事務局：4名

事務局長：佐竹 貴幸	事務局次長：才保 親哉
係 長：川田 康幸	主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1	報告第12号	農地形状変更届出書について
日程第2	議案第17号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第3	議案第18号	農地法第4条の規定による許可申請書審議について
日程第4	議案第19号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第5	議案第20号	農用地利用集積計画の審議について

発言者	要 旨
片山会長	皆さん、おはようございます。 本日は、コロナウイルスの感染防止対策のため、農業委員の方だけに御出席いただきました。ご理解のほど、よろしくお願いします。また、コロナの影響で経済活動が停滞し、農業も大変な状況で今後も農繁期に入りますが、農業委員会の活動へのご協力よろしくお願いします。 それでは只今から、令和2年第5回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 本総会の議事録署名委員は9番「寺本眞理子」委員、10番「阪口修一」委員に指名します。 議事に入る前に、議案書の差し替えをお願いします。 なお、今回から議案の説明につきましては、一本主事にしていただきますので、よろしくお願いします。 それでは議事に入ります。 報告第12号「農地形状変更届出書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
一本主事	議案書の1ページをお願いします。 報告第12号、農地形状変更届出書について。 農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので、報告するものです。 1番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 造成の理由は、水稻を作付けするため約1.5m客土を行い、高低差を無くし、一面にするということです。 工事期間、盛土高は備考欄のとおりです。 ピンク色総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「葛俣公民館」の南東側、約1.2kmの位置になります。 現地確認ですが、申請地は耕作放棄地でしたが、耕作放棄地の解消及び客土を行い、水稻を作付けするということです。 議案書に戻ります。 2番から4番については、同じ申請人になるので、まとめて説明します。 土地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 造成の理由は、全て客土を行い、段差をなくすことで一面にし、水稻を作付けするということです。 ピンク色総会資料の2ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

	申請地は、「丸米地区生涯学習センター」北側の3筆になります。 現地確認ですが、申請地①及び③は既に作付けしており、②のみ耕作放棄地でしたが、耕作放棄地の解消及び客土を行い、水稻を作付けする計画ということです。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1番の案件を「2番の尾上」委員にお願いします。
尾上委員	5月8日に私と事務局の3名で、現地を確認しましたが、補助整備をされるということで、大きな田んぼですので、高低差が無くなって非常に良い土地になると思います。よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、2番から4番の案件を「5番の谷口」委員にお願いします。
谷口委員	同じく8日に事務局と私、本人立ち会いの下、現地確認を行いました。 2番について、地番は1筆になっておりますが、4枚程度ありまして、段差もあるので、全部1枚にするということなことでした。 3番につきましては、1筆でしたが先ほどの説明にあったとおり耕作放棄地状態で、竹や大木がありました。 4番につきましても、地番は1筆ですが3～4枚ほどあり、高低差もありました。そこで、2m程度の客土を行い、息子を担い手として育てておりますということでした。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第12号につきまして、質疑ありませんか。 …6番、塚本委員。
塚本委員	1番についてですが、國見地区の基盤整備はどのような進捗状況になっていきますか。
片山会長	基盤整備については、現在は未だ工事に入っていないということで、計画はあるそうです。
川田係長	おそらく、着工の方が来年度とかになるのではないかと思います。
塚本委員	私も現地を確認してみましたが、川沿いでこのような場所は、他にも町内にあるみたいですので、参考にしていきたいと思っております。以上です。
片山会長	他にございませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第12号につきましてはこれで終わります。

	次に、議案第１７号「農地法第３条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
一本主事	議案書の２ページをお願いします。 議案第１７号、農地法第３条の規定による許可申請書審議について。 農地法第３条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部１番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。 譲渡人事由ですが、高齢により耕作管理が困難なため、後継者に贈与する。 譲受人事由ですが、贈与を受け、引き続き耕作管理する。となっています。 ピンク色総会資料の３ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は「大野地区構造改善センター」の南西側、約１５０mの場所及び次の４ページの告地区「漆川内公民館」周辺の５筆になります。 現地確認ですが、大野地区の２筆については、水稻を作付けしており、買い受け後も引き続き、水稻を作付けする計画です。告地区の５筆については、申請地①は野菜、申請地②は柿・モモ、申請地③は水稻、申請地⑤は柿を作付けしており、申請地④は休耕中でしたが、草刈り等、適正に管理されていました。 黄色調査書の１ページをお願いします。 契約の種類は贈与になります。申請理由ですが、譲渡人は高齢により耕作管理が困難であるため、後継者へ贈与するということです。譲受人は贈与を受け、引き続き水稻及び野菜等を作付けし、適正に管理するということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。 判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 ２番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。 譲渡人事由ですが、労力不足で耕作管理が困難なため、売り渡す。 譲受人事由ですが、近隣、自己所有地のため買い受け、耕作管理する。となっています。 ピンク色総会資料の５ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「丸米地区生涯学習センター」の北側、約６００mの場所になります。 現地確認では、申請地は既に柿が作付けしてあり、今までも譲受人が管理していたということで、買い受け後も引き続き、耕作管理するということでした。

	黄色調査書の２ページをお願いします。 契約の種類は売買になります。申請理由ですが、譲渡人は労力不足により耕作管理が困難であるため、譲受人へ売り渡すということです。譲受人は、近隣が自己所有地のため買い受け、耕作管理するということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。 判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 １番の案件を「２番の尾上」委員及び「３番の宮本」委員にお願いします。
尾上委員	５月８日に事務局と３人で現地を確認しましたが、譲受人は息子になるので、現在を管理されておりますので、適正と思われます。よろしくお願いします。
宮本委員	告地区の方も親子間で、以前から息子である譲受人が耕作管理されておりますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、２番の案件を「５番の谷口」委員にお願いします。
谷口委員	同じく８日に現地確認を行いました。申請地の手前に、譲受人の土地が隣接しており、柿を作付けされていますが、実際は、今回の申請地まで柿を植えてあるそうです。譲渡人も了承済みということでしたので、よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第１７号につきまして、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部１番につきまして、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、１番につきましては、原案のとおり決定しました。 ２番につきまして、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、２番につきましては、原案のとおり決定しました。 次に、議案第１８号「農地法第４条の規定による許可申請書の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

一本主事	議案書の３ページをお願いします。 議案第１８号、農地法第４条の規定による許可申請書審議について。 農地法第４条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 １番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、農業用倉庫及び通路です。 ピンク色総会資料の６ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は「南九州西回り自動車道出入り口」の北東側、約５００mの場所になります。 なお、申請地の南側隣接地は５条案件となり、後ほど説明いたします。 現地確認ですが、申請地の東側に申請人のハウスが存在するが、日照・通風等に影響が無いよう、整備する計画であることから、周辺農地への影響はないと感じました。 ピンク色総会資料の７ページをお願いします。 配置図・排水計画図を載せています。事業計画は記載のとおりです。 排水は雨水のみで、自然透水です。 ピンク色総会資料の８ページをお願いします。農地区分図ですが、申請地は概ね１０ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第１種農地に該当します。 黄色調査書の３ページをお願いします。 ●立地基準ですが、農地区分は第１種農地に該当します。 第１種農地は、原則許可することができないとされていますが、本申請地は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているものに該当するため、例外的に許可することができます。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請人は、主にデコポンを栽培する専業農家であるが、農業用倉庫が不足しているため、農業用倉庫を新設し、併せて、町道から既存倉庫までのトラック用通路を整備する計画です。」 代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。
-------------	--

	2 番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は植林です。 ピンク色総会資料の 9 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は「塩浸地区ふれあい広場」の南西側、約 6 5 0 m の 2 筆と東側の約 1 5 0 m の 2 筆になります。 現地確認ですが、申請地は①～②及び④については、既に植林されてありましたが、周囲は山林で影響はないと感じました。申請地③については、クヌギが数本、植林してあり、間に杉を植林するということで、周囲は山林化しており、影響はないと感じました。 ピンク色総会資料の 1 0 ページ及び 1 1 ページをお願いします。 配置図・排水計画図を載せています。申請地①～②が 1 0 ページ、③～④が 1 1 ページになります。 事業計画は記載のとおりです。 排水は雨水のみで、自然透水になります。 ピンク色総会資料の 1 2 ページをお願いします。農地の広がり、は、斜線部分の 1 . 1 h a 及び 1 . 7 h a です。 黄色調査書の 4 ページをお願いします。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり、が 1 0 h a 以上ないため、どちらも第 2 種農地に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請地①～②及び④は、3 0 ～ 4 0 年ほど前に植林したが、転用申請していなかったため、今回申請するものです。申請地③は、猪や鹿害が多発し、作物の収穫が困難なことから杉 1 5 0 本を植林し、山林として管理する計画です。」 代替性については、転用目的が営農条件の悪いための植林であるため、代替の可能性が無いことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件は、私が担当地区ですので、私が説明します。

	先ほど、事務局から説明のあったとおりです。 よろしくお願いします。 2 番の案件を「2 番の尾上」委員にお願いします。
尾上委員	事務局と現地確認を行いました。1 番と 2 番につきましては、元々はミカンを植えてあったそうですが、現在は杉の木が植林されてありました。3 番と 4 番につきましては、隣接地が昨年度申請のあった場所で、今回植林するということですが、妥当ではないかと思います。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 18 号につきまして、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番につきましては、原案のとおり決定しました。 2 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 次に、議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
一本主事	議案書の 4 ページをお願いします。 議案第 19 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 5 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は個人住宅です。 ピンク色総会資料の 13 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は「芦北高等学校」の北西側、約 20 m の場所になります。 現地確認ですが、申請地周辺は宅地等に囲まれているため、周辺農地への影響はないと感じました。 ピンク色総会資料の 14 ページをお願いします。 配置図・排水計画図を載せています。排水は合併浄化槽により処理を行い、南側の排

水路に流す計画です。

ピンク色総会資料の 15 ページをお願いします。農地の広がり、斜線部分の申請地のみの 330 m²です。

黄色調査書の 5 ページをお願いします。

●契約の種類は売買です。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり、10 ha 以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は現在、居住している借家から引っ越し、本申請地を取得して個人住宅を建設する計画です。」

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

2 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。転用目的は資材置場です。

ピンク色総会資料の 16 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「有料老人ホーム美里」の南西側、約 110 m の場所になります。

現地確認ですが、申請地は県道沿いに位置しており、申請人の会社からも近く、資材置場としても非常に良い場所であると感じました。

また、申請地の西側に農地は存在しますが、日照・通風等にも影響がないと思われるため、転用しても問題ないと感じました。

ピンク色総会資料の 17 ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。

事業計画は記載のとおりです。排水は雨水のみで、南側の水路へ排水する計画です。

ピンク色総会資料の 18 ページをお願いします。農地の広がり、斜線部分の約 0.2 ha です。

黄色調査書の 6 ページをお願いします。

●契約の種類は売買です。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり、10 ha 以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、建設業を営営していますが、資材置場が不足しているため、申請地を取得し、資材置場として利用する計画です。」代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

3番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。転用目的は個人住宅です。

ピンク色総会資料の19ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「広域農道 田浦トンネル」から南西側、約100mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は町道と広域農道に接しており、周囲に農地はあるが、現在休耕地であり、日照・通風等を考慮し、建築する計画であるということから、転用しても問題ないと感じました。

ピンク色総会資料の20ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。

事業計画は記載のとおりとなります。排水は合併浄化槽を通して、側溝へ排水する計画です。

ピンク色総会資料の21ページをお願いします。農地の広がりには斜線部分の約2.9haです。

黄色調査書の7ページをお願いします。

●契約の種類は売買です。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、娘夫婦の帰省に伴い、家族が増えたため別宅が必要となり、個人住宅を建設する計画です。」

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いこと確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。5ページをお願いします。

使用貸借権設定の部1番、申請地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は農家住宅です。

ピンク色総会資料の22ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「南九州西回り自動車道出入口」北東側、約500mの場所で、議案第18号1番の案件の隣接地になります。

現地確認ですが、議案第18号の1番でも説明したとおり、申請地の周辺は自己所有地となっており、周囲に影響はないと感じました。

ピンク色総会資料の23ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。事業計画は記載のとおりです。

排水は、合併浄化槽を通し、東側の赤松川に排水する計画です。

ピンク色総会資料の8ページをお願いします。農地区分図ですが、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は、原則許可することができませんが、農地法の運用の不許可の例外に該当する場合においては、許可することができます。

黄色調査書の8ページをお願いします。

●契約の種類は使用貸借契約です。

●立地基準ですが、農地区分は第1種農地に該当します。

第1種農地は、原則許可することができないとされていますが、本申請地は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているものに該当するため、例外的に許可をすることができます。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「貸人及び借人は、親子関係で同居しているが、現在の住居が谷川に接しており、土砂災害危険指定区域内にあり、危険であることから、貸人である父親から申請地を借り受け、新しく住宅を建築する計画です。」代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

	以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部 1 番の案件を「8 番の田口」委員をお願いします。
田口委員	場所は宅地に挟まれた、芦北高校の前になります。区画もはっきりしておりますし、事務局の説明にも何ら問題ありません。ただ、工事責任者も立ち会いましたが、排水のことを尋ねたところ、芦北高校の校門前に排水枡がありまして、そこに取っつけるということでありましたので、よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、2 番の案件を「3 番の宮本」委員をお願いします。
宮本委員	ここは県道沿いということですが、何年も前から耕作放棄地状態でありましたので、有効利用されるとのことでした。よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、3 番の案件を「10 番の阪口」委員をお願いします。
阪口委員	事務局の説明どおりでございます。譲受人の娘婿が農業をするということで帰省されるので、そのために家を建てるとのことです。何ら問題ないので、よろしくお願いします。
片山会長	使用貸借権設定の部 1 番の案件は、私が担当地区ですので、私が説明します。 現在の住宅が土砂災害区域内であるため、申請地に住宅を新築するということですので、よろしくお願いします。 担当委員からの説明が終わりました。 議案第 19 号につきまして、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部 1 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番につきましては、原案のとおり決定しました。 2 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番につきましては、原案のとおり決定しました。 3 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし)

	異議なしということですので、３番につきましては、原案のとおり決定しました。 使用貸借権設定の部１番につきまして、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、１番につきましては、原案のとおり決定しました。 次に、議案第２０号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
一本主事	次の議案に入る前に、１か所訂正があります。 黄色調査書の８ページですが、転用目的の部分に個人住宅と記載してありますが、正しくは農家住宅となりますので、訂正をお願いします。 それでは、議案書の６ページをお願いします。 議案第２０号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃貸借権設定の部１番から５番まで農地中間管理事業になりますので、まとめて説明します。 利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名については、記載のとおりです。 全て転貸で、設定期間は新規設定の１０年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 議案書の７ページをお願いします。 ６番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の３年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 ７番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の３年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 ８番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の５年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 ９番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の５年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 議案書の８ページをお願いします。 １０番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の５年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 １１番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する

	作目は水稻で、設定期間は新規設定の５年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 １２番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の２年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 １３番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の３年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 １４番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の３年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 議案書の９ページをお願いします。 １５番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で、設定期間は再設定の５年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 １６番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の５年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 １７番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の５年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 １８番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の５年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 １９番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の５年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 議案書の１０ページをお願いします。 ２０番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の５年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 使用貸借権設定の部１番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。農地中間管理事業による転貸で、設定期間は新規設定の１０年間です。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第２０号につきまして、質疑ありませんか。 …６番、塚本委員。
塚本委員	１８番についてです。賃借料が多いようですが、理由はあるのでしょうか。
片山会長	尾上委員本人がおられるので、本人からよろしいですか。

尾上委員	私の友人になりますが、お互いの了承によるものです。
片山会長	塚本委員、よろしいですか。
塚本委員	はい。
片山会長	他にございませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 賃貸借権設定の部 1 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番につきましては、原案のとおり決定しました。 2 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番のつきましては、原案のとおり決定しました。 3 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3 番につきましては、原案のとおり決定しました。 4 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、4 番につきましては、原案のとおり決定しました。 5 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、5 番につきましては、原案のとおり決定しました。 6 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、6 番につきましては、原案のとおり決定しました。 7 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、7 番につきましては、原案のとおり決定しました。 8 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、8 番につきましては、原案のとおり決定しました。 9 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、9 番につきましては、原案のとおり決定しました。

	10番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、10番につきましては、原案のとおり決定しました。 11番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、11番につきましては、原案のとおり決定しました。 12番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、12番につきましては、原案のとおり決定しました。 13番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、13番につきましては、原案のとおり決定しました。 14番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、14番につきましては、原案のとおり決定しました。 15番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、15番につきましては、原案のとおり決定しました。 16番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、16番につきましては、原案のとおり決定しました。 17番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、17番につきましては、原案のとおり決定しました。 18番につきましては、尾上委員が関係していますので、尾上委員に一時退席を求めます。 (尾上委員、一時退席) それでは、お諮りします。 18番につきまして、異議ありませんか。 …6番、塚本委員。
塚本委員	友人の好でというのは、とてもまずいのではないかと思います。耕作上どうしても、この作目、この農地でないといけないというような明確なことがあれば良いと思いますが、いかがでしょうか。

片山会長	過去には、このような貸し借りについては、本人同士の承諾があれば問題ないとありましたけれども。 塚本委員が言われるように、一般の人よりは返しが多いですが、尾上委員の話では、お互い納得の上ということですので。どうでしょうか。
塚本委員	そのような感情的なことではなくて、この農地にそれだけの価値があるのかどうかということで判断しないといけないのではないかと私は思います。
片山会長	一般的にはどれくらいの価値なのか、事務局から説明をお願いします。
川田係長	事務局としては、1反当たりどれくらいですかとの相談があった際には、ある程度の平均値、1反当たり1俵ぐらいで取り引きしますというのをお伝えします。 この18番の案件ですが、塚本委員が言われるとおり、感情的なことで決められたということもあると思います。それがそのまま契約として成り立つかどうかというのは、お互いの話し合いで決めていただくことです。もし、このような案件を他の人が知って、何でこんな内容ですかと聞かれた場合には、お互いの気持ちで話し合いによるものと説明しますが、それで成り立つと思います。無償ですというようなこともありますので、一概に言えないと思います。
塚本委員	以前も話をしたことがあります、非常に農地が流動化しておりますので、なるべく担い手の負担にならないように、農地が集約できるような目的をきちんとしておかないと、その時の感情で、ということではいけないのではないかと思っています。 今回の案件が絶対だめということではないですが、一応、話をさせていただきました。
片山会長	塚本委員からの貴重な意見ありがとうございます。 他にございませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、18番につきましては、原案のとおり決定しました。 尾上委員に入室をお願いします。 (尾上委員、着席) 19番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、19番につきましては、原案のとおり決定しました。 20番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、20番につきましては、原案のとおり決定しました。 使用貸借権設定の部1番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番につきましては、原案のとおり決定しました。

	これで、本日の農業委員会総会を閉会します。 それでは引き続き、その他の連絡事項に入ります。
--	---